

北朝鮮による核実験と弾道ミサイル発射に抗議するとともに平和外交を求める意見書

去る1月6日、北朝鮮は、水素爆弾の実験を実施した旨発表した。さらに、2月7日には、我が国をはじめ国際社会からの強い自制の申入れにもかかわらず、「人工衛星」と称する弾道ミサイル発射を強行した。

この度の事件は、明らかに一連の国連安保理決議及び日朝平壤宣言に違反するとともに、六者会合共同声明の趣旨に反するものである。これは、我が国を含む地域及び国際社会の平和と安全を著しく損なう重大な挑戦であり、断じて容認できるものではなく、強く抗議するものである。

よって、国会及び政府においては、次の事項について適切な措置を講ずるよう強く要望する。

記

1. 北朝鮮による核兵器やミサイルの開発の放棄に向け、国際社会とさらなる連携を図りながら、厳格かつ効果的な措置を講じ、毅然とした態度で臨むこと。
2. 新たな制裁措置を含む安保理決議の徹底した履行と、北朝鮮を非核化へ導く平和外交努力を行うこと。
3. 引き続き、我が国の平和と安全、国民の生命と財産を守る為、万全を期し、北朝鮮の今後の動向を含めた情報収集及び分析を一層強化し、不測の事態に備えること。
4. 政府においては、拉致問題を含む人権侵害の解決と北東アジアの緊張関係が増幅しないよう、今後とも徹底した平和外交努力を重ね、北朝鮮を6者会合に復帰させるべき国際的な協調体制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年 3月25日

大分県中津市議会